

(令和7年6月23日)

市議会議員の「所得等報告書」「関連会社等報告書」の閲覧開始

◆ アピールポイント	市議会議員の「所得等報告書」「関連会社等報告書」の閲覧
◆ 開始日	令和7年6月30日(月) (閲覧期間は、令和12年4月30日(火)まで)
◆ 場所	静岡庁舎新館 1階 葵区役所市政情報コーナー (葵区追手町5番1号 葵区役所 地域総務課内)
◆ 内容など	「政治倫理の確立のための静岡市議会議員の資産等の公開に関する条例」に基づき、「所得等報告書」「関連会社等報告書」の閲覧を開始します。 「所得等報告書」 所得等報告書には、令和6年分(前年分)の所得金額等がその区分ごとに記入されており、ここでいう所得金額とは、収入金額ではなく、社会保険料控除や扶養控除など、各種控除を引く前の所得金額です。 「関連会社等報告書」 関連会社等報告書には、令和7年4月1日現在で報酬を得て、会社その他の法人の役員、顧問その他の職に就いている場合に、その法人等の名称・所在地・職名が記入されています。
◆ 対象	所得等報告書：対象者は、前年1年間を通じて議員である38人 関連会社等報告書：全議員48人 なお、報告書の内容を調査する権限のない議会事務局や市役所の執行機関は、報告書の内容に関する確認を行っていません。

別紙資料 無

【問合せ】議会事務局 調査法制課

担当 長谷川・坂田

電話 054-221-1481